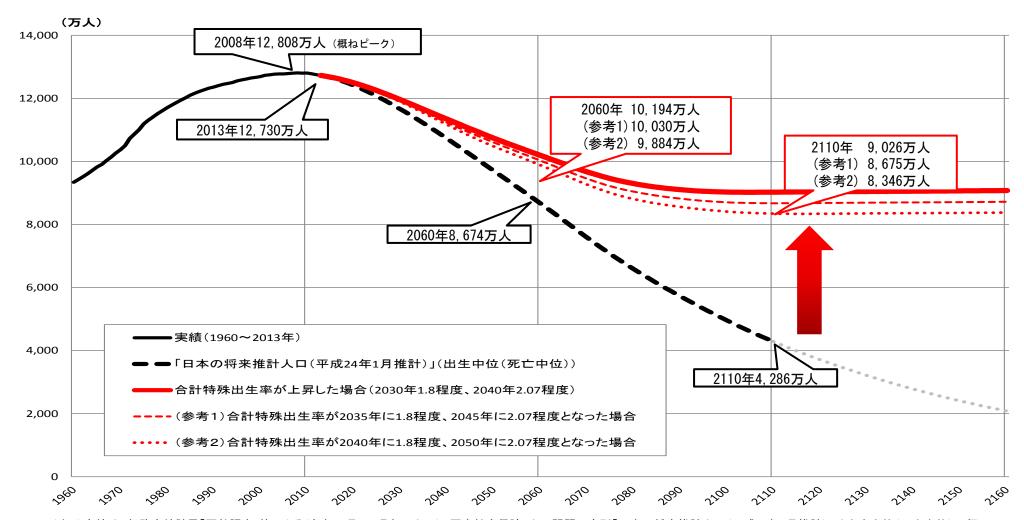
地域経済産業政策の展開と今後の課題

平成27年3月25日 地域経済産業グループ

I. 人口減少克服・地方創生の必要性

我が国が直面する人口減少

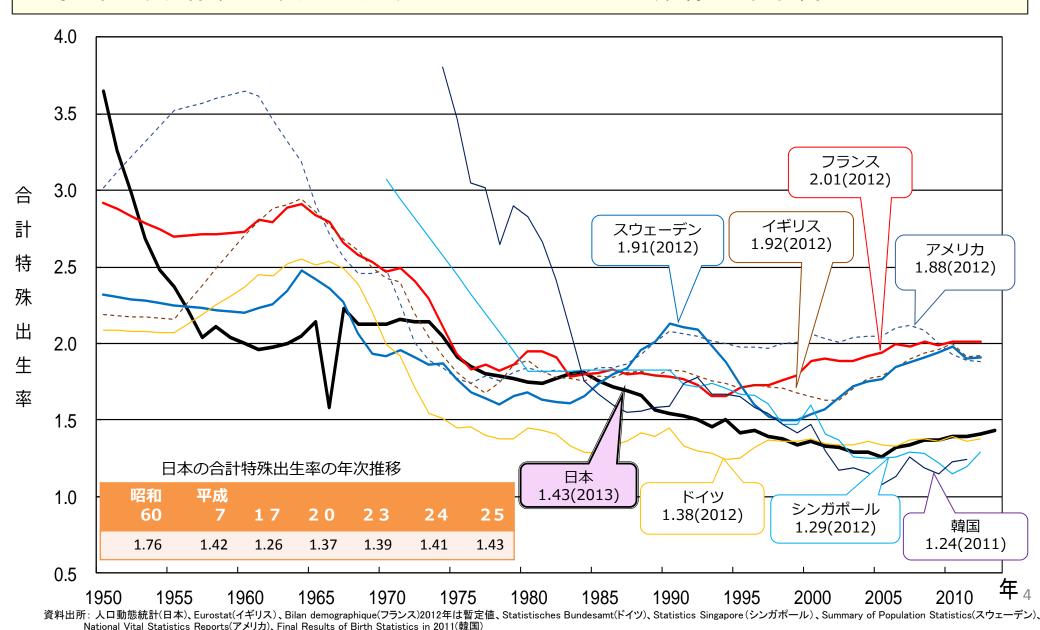
- 〇 日本の総人口は、2008年をピーク(約1.3億人)に減少。2060年には約8,700万人まで減少する見通し。
- 〇 長期的に9000万人程度で安定させるためには、合計特殊出生率(現在1.43)が、2030年に1.8程度、2020年に1.6程 度、2040年に2.07程度にまで上昇することが必要。



- (注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮 定による。2110~2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
- (注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、 2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

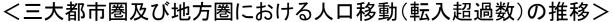
合計特殊出生率の推移

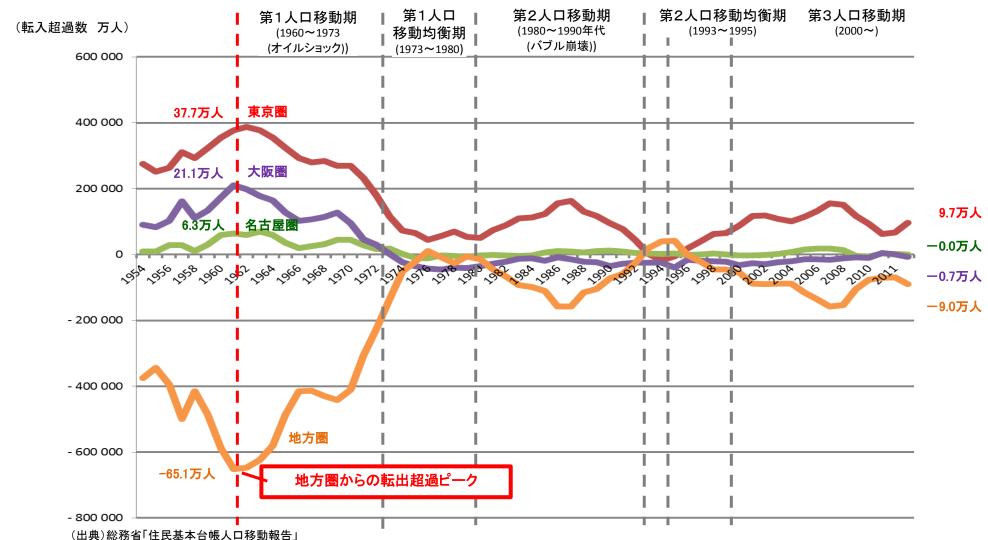
○ 我が国の合計特殊出生率(1.43)は、ドイツやアジアNIESとともに、国際的に低水準。



人口移動の状況

近年は、大阪園・名古屋圏は安定。他の地方圏の人口は流出し、その分を東京圏が吸収している構図。



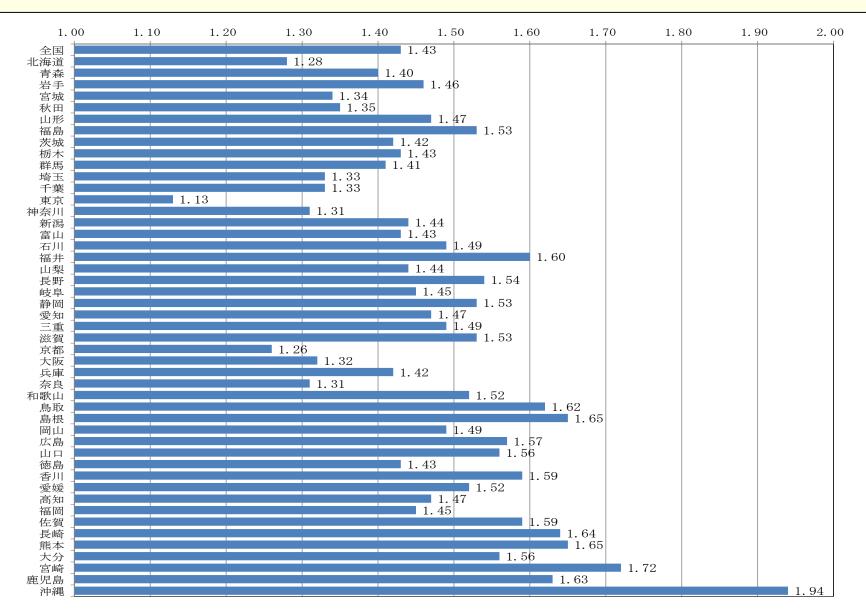


東京圏:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 大阪圏:京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 名古屋圏:岐阜県、愛知県、三重県 三大都市圈:東京圈、名古屋圈、大阪圏 地方圏:三大都市圏以外の地域

⁽注)上記の地域区分は以下の通り。

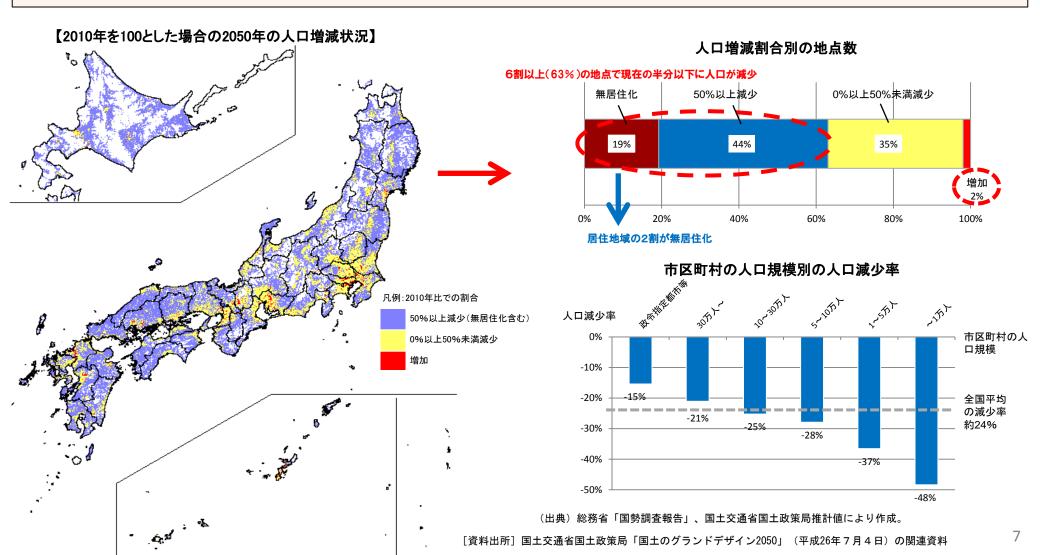
都道府県別の出生率

○ 人口が集中し続けている東京の出生率が全国で最も低い状況。人口減少に拍車。



国土全体での人口の低密度化と地域的偏在

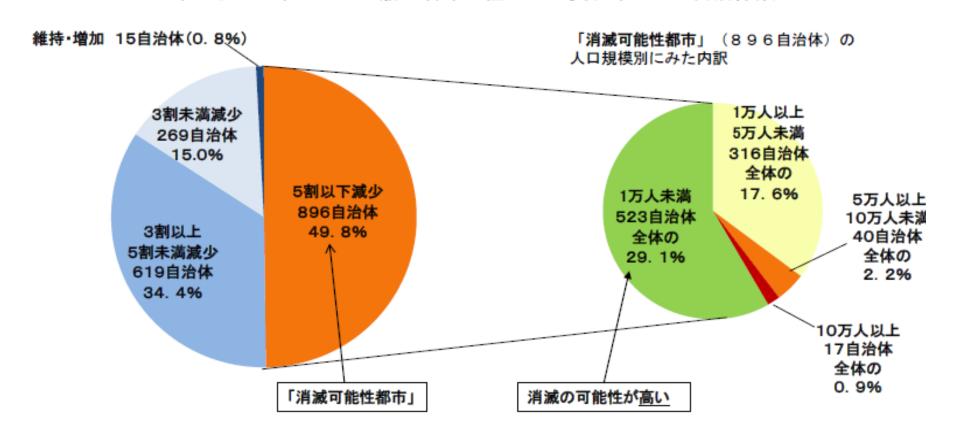
- 〇 現在の居住地域の6割以上で人口が半分以下に減少し、2割の地域では無居住化(※現在の居住地域は 国土の約5割)。人口が増加する地点の割合は約2%しかなく、主に大都市圏に分布。
- 市区町村の人口規模が小さいほど人口減少率が高くなる傾向がある。現在人口1万人未満の市区町村では 約半分に減少。



約半数の自治体が「消滅可能性都市」

○全国の自治体の約半数(896自治体)が、2040年には「消滅可能性都市」となると指摘されている。

2010年から2040年の20~39歳の若年女性人口の変化率でみた自治体数



※「消滅可能性都市」とは、「人口の再生産力=20~39歳の若年女性人口」 と考えた時に、2010年から2040年にかけて、20~39歳の若年女性人口が 5割以下に減少する市区町村。

出所:平成26年7月「全国知事会」資料

東京在住者の地方への移住に関する意向

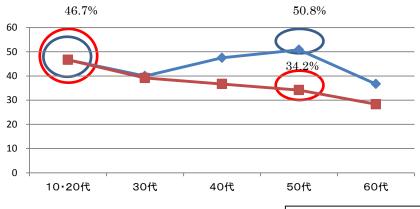
- 東京在住者の4割が今後地方への移住を予定又は検討したいと回答。
- 移住の不安としてあげるものは、「雇用」、「日常生活・交通の不便」。地方の雇用創出が重要な課題。

1. 東京在住者の移住希望調査結果(2014年8月)

- ■今後1年以内に移住する予定・検討したいと思っている
- ■今後5年をめどに移住する予定・検討したいと思っている
- ■今後10年をめどに移住する予定・検討したいと思っている
- ■具体的な時期は決まっていないが、検討したいと思っている
- □検討したいと思わない

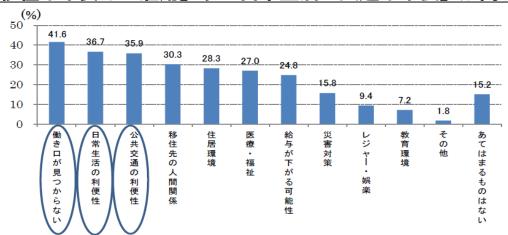


2. 移住希望は、男性は10・20代と50代で高 く、女性は10・20代は高いが、年齢が高 くなると減少。



→ うち男性 → うち女性

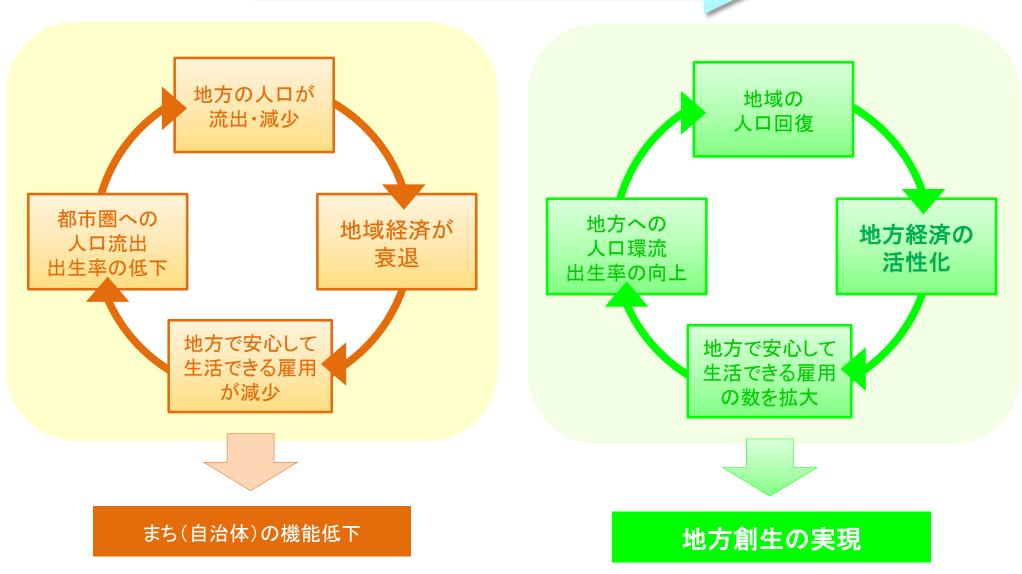
3. 移住の不安は「雇用」や「日常生活・交通の不便」が高い。



(資料出所)内閣官房「東京在住者の今後 の移住に関する意向調査」

人口減少克服による地方創生

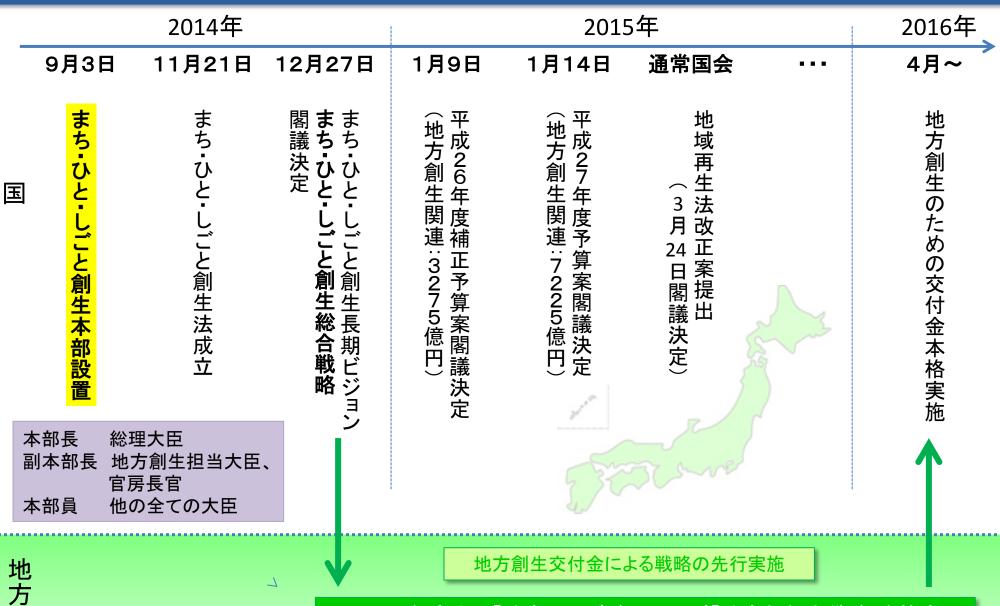
地方創生の戦略による好循環の実現



Ⅱ. 地方創生の実現に向けた新たな施策

(まち・ひと・しごと創生本部の総合戦略)

8. まち・ひと・しごと創生本部による地方創生の戦略策定



2015年度内に「地方人ロビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像

長期ビジョン

総合戦略(2015~2019年度の5か年)

中長期展望(2060年を視野)

基本目標(成果指標、2020年)

主な施策

I. 人口減少問題の

@2060年に1億人程度の

人口を維持

◆人口減少の歯止め

生率)=1.8

是正

・国民の希望が実現した

場合の出生率(国民希望出

◆「東京一極集中」の

克服

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方における安定した雇用を創出する

- ◆若者雇用創出数(地方) 2020年までの5年間で30万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合 2020年までに全ての世代と同水準 (15~34歳の割合:92.2%(2013年)

(全ての世代の割合:93.4%(2013年)

◆女性の就業率 2020年までに73% (2013年70.8%)

地方への新しいひとの流れをつくる 現状:東京圏年間10万人入超

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
 - ・地方→東京圏転入 6万人減
 - •東京圏→地方転出 4万人増

若い世代の結婚・出産・子育ての希望 をかなえる

◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社 会を達成していると考える人の割合

40%以上(2013年度19.4%)

- ◆ 第 1 子 出 産 前 後 の 女 性 継 続 就 業 率 55%(2010年38%)
- ◆結婚希望実績指標 80%(2010年68%)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標 95%(2010年93%)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らし を守るとともに、地域と地域を連携する

◆地域連携数など

※目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

農林水産業の成長産業化 6次産業市場10兆円: 就業者数5万人創出

主な重要業績評価指標(KPI)(※1)

訪日外国人旅行消費3兆円へ(2013 年1.4兆円):雇用数8万人創出

地域の中核企業、中核企業候補1,000 社支援:雇用数8万人創出

> 地方移住の推進 : 年間移住あっせん件数 11,000件

企業の地方拠点機能強化 : 拠点強化件数7.500件、雇用者数4万人

地方大学活性化:自県大学進学者割合 平均 36%(2013年度32.9%)

若い世代の経済的安定: 若者就業率78% (2013年75.4%)

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 : 支援ニーズの高い好産婦への支援実施 100%

ワーク・ライフ・バランス実現:男性の育児 休業取得率13%(2013年2.03%)

> 「小さな拠点」の形成 :「小さな拠点」形成数

定住自立圏の形成 :協定締結等圏域数(140圏域)

既存ストックのマネジメント : 中古・リフォーム市場規模20兆円 (2010年10兆円)

- ①地域産業の競争力強化(業種横断的取組)
- ・包括的創業支援、中核企業支援、地域イノベーション推進、 対内直投促進、金融支援
- ②地域産業の競争力強化(分野別取組)
- ・サービス産業の付加価値向上、農林水産業の成長産業 化、観光、ローカル版クールジャパン、ふるさと名物、文化・ 芸術・スポーツ
- ③地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
- 「地域しごと支援センター」の整備・稼働
- 「プロフェッショナル人材センター」の稼働

①地方移住の推進

- ・「全国移住促進センター」の開設、移住情報ー元提供システ
- 「地方居住推進国民会議」(地方居住(二地域居住を含む) 推准)
- ・「日本版CCRC※2」の検討、普及
- ②地方拠点機能強化、地方採用·就労拡大
- 企業の地方拠点強化等
- ・政府関係機関の地方移転
- ・遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワーク)の促進
- ③地方大学等創生5か年戦略
- ①若者雇用対策の推進、正社員実現加速
- ②結婚・出産・子育て支援
- •「子育て世代包括支援センター」の整備
- ・子ども・子育て支援新制度の円滑かつ持続的な実施
- ·多子世帯支援、三世代同居·近居支援
- ③仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 (働き方改革)
- ・育児休業の取得促進、長時間労働の抑制、企業の取組の 支援等
- ①「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成支援 ②地方都市における経済・生活圏の形成(地域連携)
- ・都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成
- 「連携中枢都市圏」の形成、・定住自立圏の形成促進
- ③大都市圏における安心な暮らしの確保
- 4)既存ストックのマネジメント強化

13

※1 Key Performance Indicatorの略。政策ごとの達成すべき成果目 標として、日本再興戦略(2013年6月)でも設定されている。

※2 米国では高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体(Continuing Care Retirement Community) が約2,000カ所ある。

Ⅱ.成長力の確保

◎2050年代に実質GDP 成長率1.5~2%程度維持 (人口安定化、生産性向上が 実現した場合)

地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開

国の長期ビジョン:2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示

国の総合戦略:2015~2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

地方

地方人口ビジョン: 各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略:各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015~2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

情報支援

〇「地域経済分析システム」

・各地域が、産業・人口・社会インフラ等に 関し必要なデータ分析を行い、各地域に 即した地域課題を抽出し対処できるよ う、国は「地域経済分析システム」を整 備。

財政支援

○「地方版総合戦略」の策定・実施の財政的支援(交付金・税制措置)

人的支援

〇「地方創生人材支援制度」

- ・小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣。
- <u>〇「地方創生コンシェルジュ制度」</u>
- ・当該地域に愛着・関心を持つ府省庁の職員を相談窓口として選任。

28年度以降

総合戦略に基づく取組

緊急的取組

経済対策(まち・ひと・しごと創生関連)

〇地域住民生活等緊急支援のための交付 金の創設

27年度

総合戦略に基づく取組

- 〇国:27年度を初年度とする「総合戦略」を推進。
- 〇地方:国の総合戦略等を勘案し、「地方人ロビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、施策を推進。

○総合戦略の更なる進展 新型交付金の本格実施へ

- 〇地方版総合戦略に基づく事業・ 施策を自由に行う
- ○客観的な指標の設定・PDCAによる効果検証を行う

地方創生先行型交付金

地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金を、26年度補正予算で先行的に創設。地方版総合戦略の早期かつ有効な策定・実施には手厚く支援。対象事業は、①地方版総合戦略の策定、②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業。メニュー例:UIJターン助成、創業支援、海外販路開拓など。

地域消費喚起 • 生活支援型交付金

メニュー例:

プレミアム付商品券 低所得者等向け灯油等購入助成 ふるさと名物商品・旅行券

税制・地方財政措置

- ○企業の地方拠点強化に関する取組を促進するための税制措置
- 〇地方創生の取組みに要する経費について地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方の一般 財源確保 等

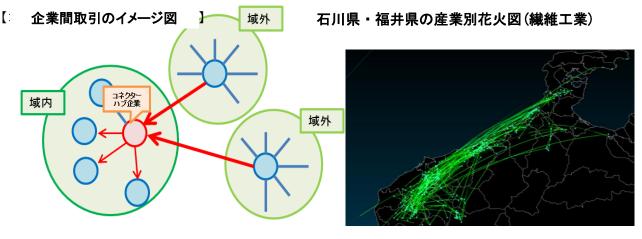
地域経済分析システム(ビッグデータ)の活用

○ ビッグデータを活用した「地域経済分析システム」を提供。産業、観光、人口等の動態を分かり易く「見える化」することで、地域経済の実情を空間的かつ時系列で定量的に把握することが可能となる。効果的な地域活性化政策の立案の有効な手段となる。

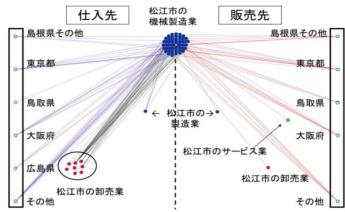
① 産業構造・サプライチェーン 各地域の産業集積状況 企業間取引関係(広域含む)の把握 地域中核企業

②経済社会環境の変化 (人口等)

- (1) 企業の取引構造と地域の経済社会環境が相互に与える影響を把握
- (2) 他の自治体と比較することにより自らの強み・弱みの確認
- (3) 客観的なデータに基づく政策の決定、効果検証



機械製造業に着目した松江市の全産業花火図



資料 (株) 帝国データバンク調べ

地方創生戦略を策定するための人的支援

1. 地方創生人材支援制度

(平成27年3月発表)

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材 を、市町村長の補佐役として派遣し、地域に応じた「処方せんづくり」を支援する。

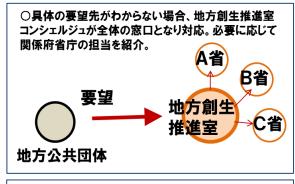
- 〇 派遣市町村:69 市町村(31 市、32 町、6村)
- 派遣者: 国家公務員 42名(すべて常勤職員):うち 経済産業省 4名,大学 15名(うち常勤職員2名), 民間 12名(うち常勤職員は4名)
- 副市町村長 9 名、幹部職員(常勤職員) 39 名、非常勤職員 21 名
- 派遣期間: 常勤職員は原則2年、非常勤職員は原則1~2年

2. 地方創生コンシェルジュ制度

(平成27年2月発表)

地方公共団体が、地方版総合戦略の策定を含め地域の地方 創生の取り組みを行うにあたり、国が相談窓口を設け積極的に 支援するための体制として、当該地域に愛着のある国の職員 を選任。

- 対象自治体:全ての都道府県、市町村
- 地方創生コンシェルジュの人数: 17府省庁総勢871人
- 名簿は内閣府HP上で公表。地方公共団体は、HP上からの相談も可能。





地方創生のための新たな交付金の創設(地方創生交付金)

- 地方公共団体が目的にかなう施策を実施できる交付金(4200億円:26年度補正予算)。
- メニュー例に示された事業について、国は、地方公共団体における「実施計画」の策定から実施までをサポートする態勢を整備。メニュー以外の施策も、適切な計画があれば実施可能な交付金。

交付対象	施策メニュー例(メニュー以外の自主的な施策立案も可能)
地域消費喚起・生活支援型 地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策 (2500億円)	①プレミアム付商品券(域内消費) ②ふるさと名物商品券・旅行券(域外消費) ③低所得者等向け灯油等購入助成 ④低所得者等向け商品・サービス購入券 ⑤多子世帯支援策
地方創生先行型 総合戦略における「しごとづくり など」の事業(1700億円)	①「地方版総合戦略」の策定(必須) ②UIJターン助成 ③地域しごと支援事業 等 ④創業支援・販路開拓 ⑤観光振興・対内直接投資 ⑥多世代交流・多機能型ワンストップ拠点(小さな拠点) ⑦少子化対策(地域消費喚起等型対応等を除く)

企業の地方拠点強化を促進する税制特例措置の創設

〇地方の雇用創出を促進するため、今国会で改正予定の地域再生法に基づき自治体が作成する計画に沿って、 地方拠点の強化・拡充を行う企業に対する税制等の支援措置を創設。

(事業税(移転型のみ)、不動産取得税、固定資産税について、自治体が課税の減免をした場合に、地方交付税による減収補填措置を併せて創設。)

改正概要

【適用期間:平成29年度末までに投資計画が承認された事業者について、承認日より2年間に実施した投資が対象】

拡充型 (含対内直投)

地方にある企業の本社 機能(※)等の強化を支援

※ 本社機能とは、経営意思決定、経営 資源管理(総務、経理、人事)、各種業務

統括(研究開発、国際事業等)などの事業所をいう。工場及び当該地域を管轄

する営業所等は含まない。

移転型

東京23区からの移転の 場合、拡充型よりも支援 措置を深堀り



《新設》

以下の要件を満たす自治体が計画を策定し国が認定

1. 地域要件:右記の移転型の要件に加えて、単独自治体、又は 地域連携により、概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、 一定の事業集積が認められる地域



企業の地方拠点強化に関する計画(知事認定)

地方の企業の拠点拡充

オフィス 減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、

特別償却15%又は税額控除4%(※)

※計画承認が平成29年度の場合は2%

(措置対象:建物、建物附属設備、構築物)

(取得価額要件:大企業2.000万円、中小企業1.000万円)

《新設》

雇用促 進税制 ①増加雇用者1人当たり50万円を税額控除

《従来の40万円に、地方拠点分は10万円上乗せ》

②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、

1人当たり20万円を税額控除

雇用促 進税制

以下の要件を満たす自治体が計画を策定し国が認定

1. 地域要件:

東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域

2. 本社機能の受入促進策を講じていること



減税

企業の地方拠点強化に関する計画(知事認定)

オフィスに係る建物等の取得価額に対し オフィス 特別償却25%又は税額控除7%(※)

|※計画承認が平成29年度の場合は4%

(措置対象:建物、建物附属設備、構築物)

(取得価額要件:大企業2,000万円、中小企業1,000万円)

①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除 《拡充型50万円に、地方拠点分は更に30万円上乗せ》

2①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、

最大3年間継続 《新設》

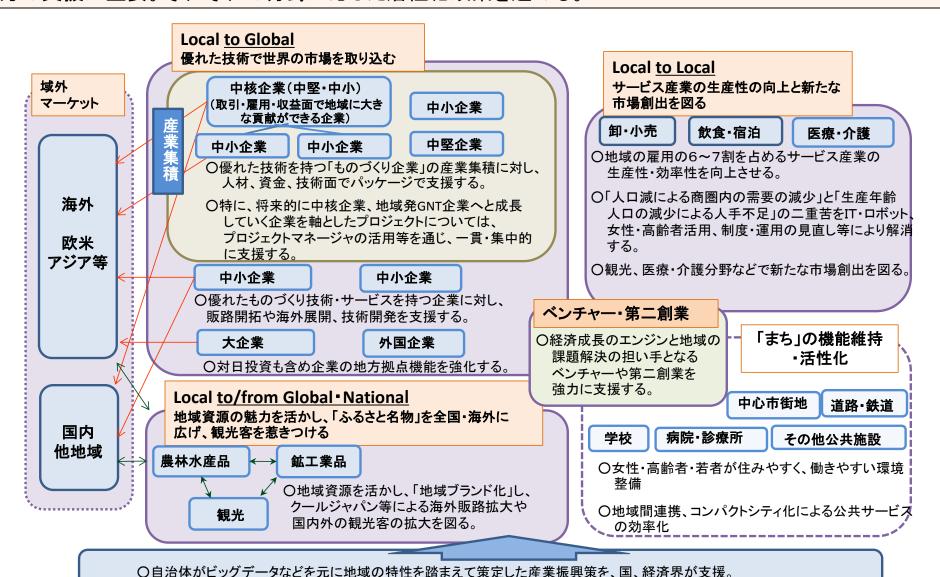
③②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方へ の移転者にも適用《新設》

18

Ⅲ. 地域経済・産業の活性化策の展開

地域産業活性化のための施策の概念図

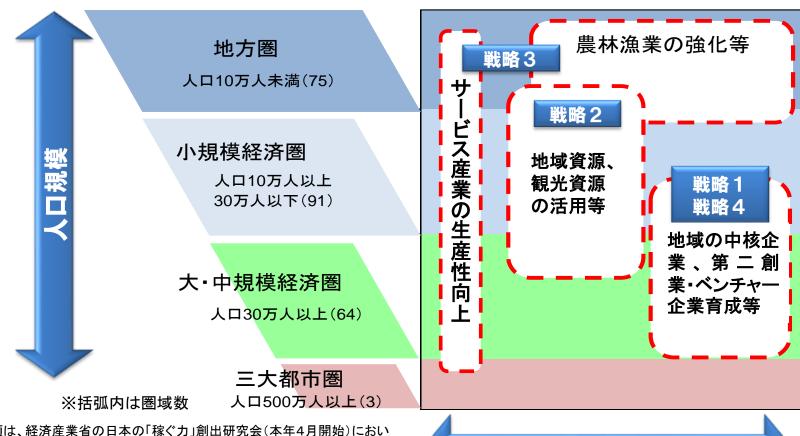
○ 地方創生には、国際競争力強化を目指すグローバル産業と、地域の雇用の約7割を支えるローカル産業双方の支援が重要。それぞれの分野に応じた活性化政策を進める。



○その際、各地に支援拠点を設置して、ワンストップの支援体制を構築。

地域の特性に応じて選択できる産業振興メニューを提供

- 地域経済分析システムの活用等による個別具体的・詳細な分析を通じ、各地域の人口動向や産業特性に応じた最適な産業振興策を選択できるよう、各種の支援メニューを提供。
 - (例)・人口規模は小さいが自然が豊かな地域:地域資源活用支援策を適用
 - ・製造業等の産業集積がある地域: 地域に密着した中核企業(候補)の国際競争力強化支援策を適用



*上記の圏域の分類は、経済産業省の日本の「稼ぐ力」創出研究会(本年4月開始)において、経済活動を分析するための一つの手法として、2002年に東京大学の金本良嗣教授と同志社大学の徳岡一幸教授によって提唱された「都市雇用圏」を採用。 上記の図は、各都市雇用圏の経済規模に占める各産業の付加価値の大きさを踏まえた産業振興メニューのイメージであり、各戦略に基づく施策の対象を限定する趣旨のものではない。

地域特性・産業構造

地域経済の活性化を支援する4つの戦略

戦略1

地域を支える中核企業の国際競争力強化

[目標] ニッチトップ (NT),グローバルニッチトップ (GNT)を目指す1000社を支援

- ◆地域の中堅・中小企業に<u>プロジェクトマネー</u> ジャーを派遣。新分野進出を支援。
- ◆中堅・中小企業と、地域の研究機関等の共同 研究開発を支援(地域イノベーションの創出)
- ◆中小企業・小規模事業者の研究開発・試作品 開発、販路開拓を支援

戦略2

地域資源を活用した地域ブランド力の強化等

[目標] 1000市町村による「ふるさと名物応援宣言」を目指す

- ◆地域資源を活用した地域ぐるみの取組支援<u>(地</u> <u>域資源法の改正</u>等)
- ◆「ふるさと名物」をPRするストーリー策定の専門 家を派遣。観光客の呼込み、名物販売の支援
- ◆ <u>農商工連携</u>による地域農産品等の輸出拡大

戦略3

地域のサービス産業の活性化・付加価値向上

[目標]サービス産業の労働生産性の伸び率を3倍 に向上(0.8%→2.0%)

- ◆地方大学において、<u>サービス分野の経営人材</u> 育成コースを開設
- ◆ヘルスケア産業創出
- ◆商業・サービスのIT・ロボットの導入実証事業
- ◆「日本サービス大賞」を創設

戦略4

地域における起業、新たなビジネスの創出

[目標]開廃業率を10%に向上、ベンチャーの付加 価値を10年で2倍

- ◆創業、第二創業を行う事業者の費用補助
- ◆<u>「創業スクール」の</u>開催 ◆<u>「ベンチャー創造協</u> 議会」を創設し大企業とマッチング
- ◆中小企業の官公需における調達を促進<u>(官公</u> 需法の改正)

戦略1 地域を支える中核企業の競争力強化

地域経済産業政策の全体像

I. 被災地の 産業復興

福島の産業復興

- イノベーション・コース ト構想の更なる具体化 を推進
- ・被災12市町村をはじめとする福島県への企業誘致を推進、産業復興に向けた取組を加速

被災地の産業復興

・企業立地の促進、風 評被害対策等を通じ た産業復興を推進

Ⅱ. 地域経済活性化

地域経済分析システムの検討

地域経済の実態把握に必要な情報収集や、効果的な施策を講じる上での 客観的な根拠等の抽出を可能とするシステムの検討

中核企業創出と産業集積の形成

地域の中核企業の育成

有望な地域の中核企業候補を中心にプロジェクトを組成し、販路開拓までを集中的に一括支援する取組の強化

公設試を活用した地域イノベーションの推進

戦略分野コーディネータの派遣や公設試の設備導入等の支援を行い、産総研・公設試等の支援機関間の 広域連携や、中堅・中小企業の新事業創出への連携支援体制を強化

地方拠点強化税制

本社機能等の地方への移転及び地方拠点の強化・拡充を行う企業に対する税制等の支援措置を創設

地域資源の活用

<u>地域資源活用促進</u>

地域内外から需要を取り込める産業を育成するため、地域に眠る資源を活用し、顧客が「時間」を消費してその対価を支払う「コト消費型」の産業創出を促進。

農商工連携

- ①農業の新たな担い手と期待される企業の参入を促 進するとともに、
- ②商工の技術・ノウハウを農業に活用する農商工連携を推進する。

Ⅲ. 持続的な産業インフラの構築

工場跡地等の利用促進

全国各地で増加している未活用の工場跡地や空き工場等の利活用・新陳代謝の促進

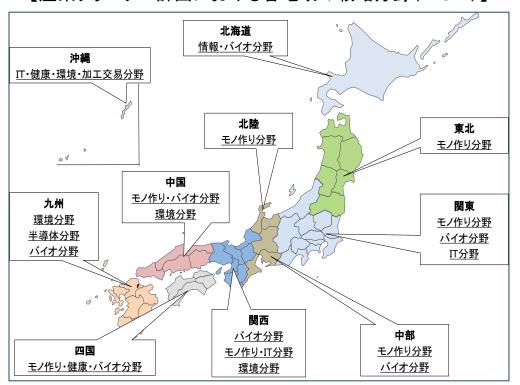
工業用水道

事業者の厳しい経営環境、施設の老朽化等を踏まえた持続可能な工業用水道事業の 環境整備

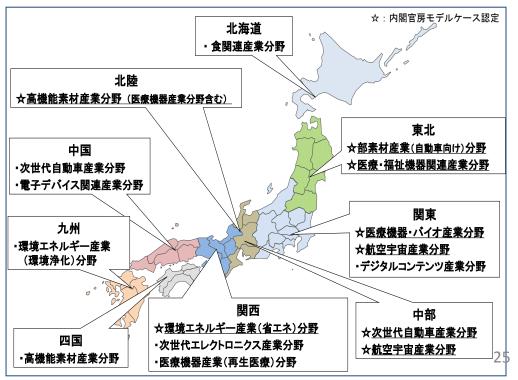
地域産業集積支援に対する考え方

- 〇 平成13年度より、「産業クラスター計画」を推進(全国9ブロック、18プロジェクト)。地域の産学官金がネット ワークを構築し、互いの技術・ノウハウ等の知的資源を活用して新産業・新事業創出を目指した。
- 産業クラスター政策の初期段階では、まず、連携の枠組み構築を重視。今後は、地域の個々の企業の置かれた状況を十分に踏まえつつ、地域企業の持つ優れた技術を事業化につなげ、企業1社1社の成長に結びつけることが重要。
- 具体的には、①市場ニーズ、顧客ニーズの迅速・的確な把握と開拓、②海外も含めた技術や製品の販路開拓、③地域企業の技術力に根ざしたイノベーションの創出を支援していくことが必要。

【産業クラスター計画における各地域の戦略分野(H13~)】

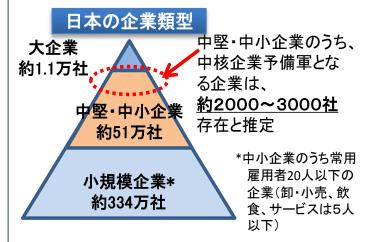


【地方産業競争力会議で選定された地域の戦略分野(H25)】



地域の中核企業/候補の育成 一計画作成から販路開拓までの伴走型支援一

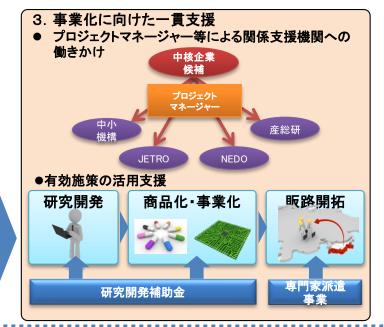
- 今後は、域外需要を取り込む高い技術力等の潜在力を持ち、成長 意欲・挑戦心のある地域の中核企業/候補の発展(新分野進出)を 支援。中核企業から地域の取引先企業の波及効果を促し、地域経 済全体の引上げを図る。
 - ① 地域中核企業を5年間で100社以上創出
 - ② NT企業・GNT企業等の中核企業候補1,000社を支援
 - ③ 地域中核企業/候補の取引先への波及を通じて、5年間で1万社以上の 経営面・技術面での底上げ
- 各産業分野ごとにブロックを越えた広域的な連携を行い、より効果 的なネットワークを形成する。



新分野進出支援事業







- 4. 地域に良質な雇用や波及効果を創出 する成長支援
 - 様々なツールを活用し、地域中核企業 の成長を促進



- ▶ 地域中核企業ファンド(REVIC)等)
- ▶ 企業の地方拠点強化税制等
- > 新陳代謝型設備投資促進事業等

公設試を活用した地域イノベーションの推進

- 産業活動の実態が県境を越えている中、支援機関同士も、地域ブロックを超えた連携支援体制を構築していくことが重要。主な戦略分野毎に「戦略分野コーディネータ」を配置し、地域の中堅・中小企業の異業種参入を含む全国レベルでのネットワーク構築支援、事業拡大・開拓支援等を行う。
- また、公設試の設備機器の効率的活用を促進するため、公設試の設備整備を支援するとともに広域的な連携を深め、地域ブロック内のオープンイノベーションを促進していく。

1. **戦略分野コーディネータによる広域的な連携体制の構築**(戦略産業 支援のための基盤整備事業)

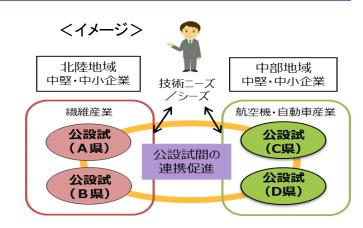
○ 戦略分野毎に配置したコーディネータが、当該分野毎に、マーケットインの商品開発に関するセミナー開催など公設試から企業への技術動向の情報提供や、公設試の有する企業情報を活用しつつ、イベント形式による大企業を含めた企業間のニーズ・シーズマッチング等に取組む。

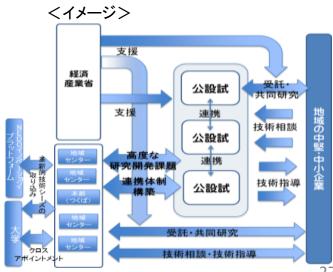
(注)戦略分野コーディネータ

バイオ、自動車、航空機、素材、エレクトロニクス、医療機器分野を対象。20名程度を配置する予定。

2. 公設試等支援機関の連携支援体制強化(地域オープンイノベーション促進事業):

- 地域の中堅・中小企業による新事業創出の促進には、共同研究等をはじめと する様々な連携プロジェクトを円滑に進めるための仕組みが重要。そのため、 産総研・公設試等の様々な支援機関が広域に連携した支援体制の強化を図る。
- 〇具体的には、上記の戦略分野コーディネータも活用しつつ、公設試の設備導入、 橋渡し研究機関との共同研究、産総研職員の公設試の派遣、公設試の人材能 力向上等の支援を行う。





新事業・新産業を生み出す地域イノベーションの推進

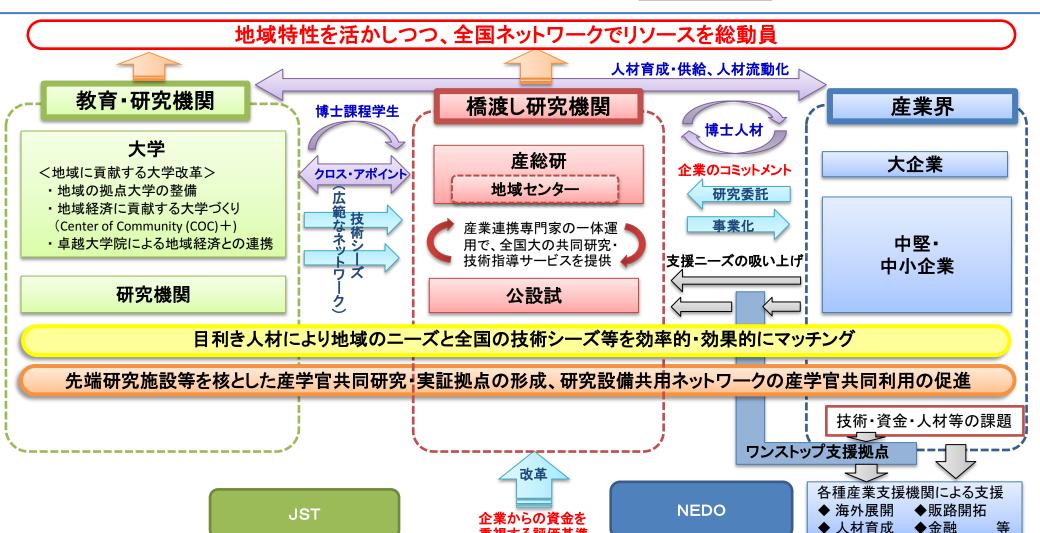
これまでの地域クラスター政策の反省点

- ○イノベーション実現に向け、各プレイヤーのミッションが不明確であ るとともに、ミッションの達成に全力を傾注する仕組みがなかっ た。
- 〇 地域完結主義に陥りがち。(地域外との連携がない)
- 各プレイヤー間で人材や技術を流動化させる仕組みがなかった。

新たな方向性



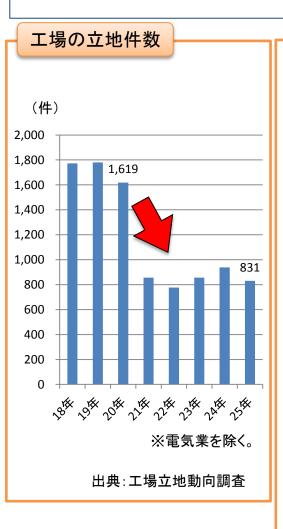
- 各プレイヤーのミッションの明確化を図るとともに、各プレイヤーのコミットメントを 最大限引き出す仕組み。
- 全国の資源を積極的に活用する仕組み。(全国リソースの総動員)
- クロスアポイントを導入することや、橋渡し研究後期段階では<u>研究委託を基本</u>と することにより、人材や技術を流動化。



重視する評価基準

立地促進政策(企業立地促進法)

- 〇地域の強みを活かした地域経済の活性化と産業集積を図るため、平成19年に企業立地促進法が成立。
- 〇成立直後に起きたリーマンショックの影響や外部環境の変化等により国内の工場立地件数は大きく落ち込み、 アベノミクス効果による経済好循環の兆しは見えつつも、完全には回復していない。
- 〇また、全国で多数の基本計画が策定されたものの、必ずしも地域の強みを活かした自治体独自の計画となっておらず、法律の本来の趣旨も鑑み、引き続き立地促進政策のあり方を検討することが必要。



企業立地促進法の概要

1 法律の目的

- 地域経済の国際的な大競争時代に 相応しい新しい企業立地促進策を推進。キーワードは「グローカル」。
 - (グローバル+ローカル)
- 地域の特性・強みをいかした企業立地促 進等を通じ、地域産業の活性化を目指 す。

2 スキーム 同意 都道府県及び市町村 国 基本計画

※市町村・都道府県、地元商工団体、大学その他研究機関等で地域産業活性化協議会を構成

事業者
企業立地計画
事業高度化計
画

広域 7計画

承認

考 ①地域の強みを活かした<u>総合的計画</u>

基本方針

え ②広域連携をする関係者の強い<u>合意</u>による<u>「地域独自の意欲的な取組」</u>を 方 支援することで「多様な産業集積」を全国的に形成。

3 支援措置

①規制緩和措置

- 〇工場立地法の特例
 - 緑地面積規制権限の市町村への委譲(緑地面積率の緩和)

②予算措置•低利融資等

○基本計画に位置づけられた貸工場等の共用施設の整備費への助成

〇中小企業の立地等に対する低利融資制度(日本政策金融公庫)

③各省との連携による支援措置

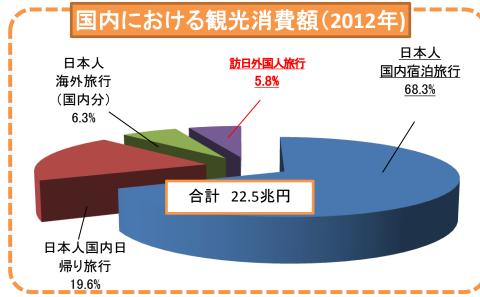
- 〇企業立地促進に係る地方交付税措置
 - 自治体による立地企業に対する地方税課税等の免除額 への普通交付税による補てん

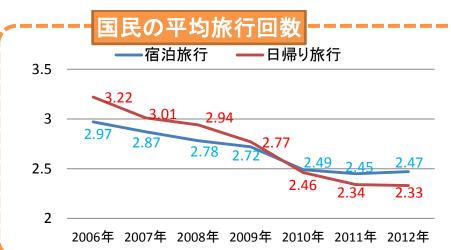


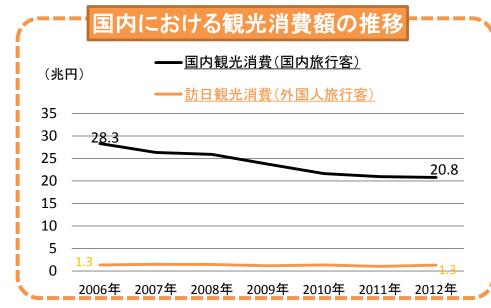
戦略2 地域資源を活用した地域ブランドカの強化等

観光消費額の現状

〇 国内観光消費額は22.5兆円(2012年)。<u>直近10年は下落</u>傾向。国民の<u>平均旅行回数は、宿泊・日帰りと</u> <u>も減少</u>傾向。<u>外国人観光客は増加しているが、観光消費はほぼ横ばい</u>。









地域資源活用促進 一地域の"コト消費"型産業構造の構築一

これまでの取組

今後の方向性

①地域資源のヨコ連携 (ネットワーク化)

②マーケティング視点の導入 → コンテンツを「ストーリー」化 ③持続的・長期的な取組を 進める仕組みづくり→ マネジメント組織の確立

個別の地域資源をネットワーク化して、新たな価値(魅力)を持つコト消費型商品の開発を促進。

(ex.)平成26年度予算(地域資源活用ネットワーク構築事業):

地域資源をネットワーク化する新たなビジネスモデル創出を支援。

ネットワーク



パ酒ポート



東北六魂祭

単なるヨコ連携ではなく、顧客に「刺さる」 商品を造成するため、マーケティング手法 を活用し、地域のコンテンツをその順番ま でアレンジした「ストーリー」の制作を支援。 さらに、繁閑期の需要変動など、コト消費 型産業特有の要因を踏まえ、地域の収益 率を高める取組を進めていく。

(ex.) 平成26年度補正予算(地域資源活用ネット ワーク形成支援事業): 地域資源を紡ぐ魅力的 なストーリー作りを支援。 地域内外の顧客に訴求するサービス集積の創出(地域づくり)には、単発のマーケティング調査だけではなく、持続的な取組が必要。

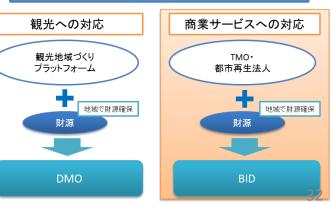
このような取組を進める主体が安定的に活動するための仕組みづくり(財源・人材の確保等)について検討する研究会を本年4月に設置予定。

また、その取りまとめを踏まえ、実際に 地域に入り込んで制度設計・合意形成等 を支援することとする。

ストーリーのイメージ(兵庫県豊岡市)



財源確保による地域づくり組織の体制強化(イメージ)



農商工連携を活用した農業の成長産業化

- 〇 世界の食の市場規模が2020年には現在の2倍(約680兆円)に増加すると見込まれている。日本再興戦略では、「2020年に農林水産物・食品の輸出額を2倍の1兆円とする」との目標を設定(農業の輸出成長産業化)。
- 〇 目標実現のため、<u>①新たな担い手として期待される企業の新規参入を促進</u>するとともに、<u>②商工業の技術・</u> ノウハウを農業(生産、加工、流通、販売)に活用する「農商工連携」を推進し、拡大する海外需要を獲得。

【課題】

- イニシャル・ランニングコストの低減、商品の高付加価値化、物流網の構築、販路確保等
- 川上から川下までのバリューチェーンを構築するに当たり、物流業者·販売者等の要求と生産者が提供するものがミスマッチ

【今後の取組みの方向】

- 生産・加工・流通・海外販路の確保まで一貫したシステム構築を行う実証事業を、継続して支援。
- 植物工場等の先端生産システムの課題である技術の実証(更なるコスト削減、現地に合った設計等)を支援。
- モデル事業を含め、農業への企業参入の成功例・課題やノウハウ等の幅広い横展開・共有し、企業間連携を促進。
- 産業競争力強化法のグレーゾーン解消制度の活用など、補助金支援のみに留まらない支援策も検討・実施する。

【グローバル農商工連携推進事業(平成27年度当初予算)】

コンソーシアム等による連携を通じた効率的・効果的な輸出システムの構築

生産



ICT技術を活用した低カリウムレタスの栽培(半導体クリーンルームを転用)

加 工(貯蔵)



メロンの呼吸抑制、湿度制御による3日から25日間鮮度 保持を可能とするフィルム

流通



コンテナ内の二酸化炭素・酸素を調整し、呼吸作用を抑え長期貯蔵を可能にする冷凍コンテナ装置

販 売



香港・台湾等の一般量販店 での大規模プロモーション

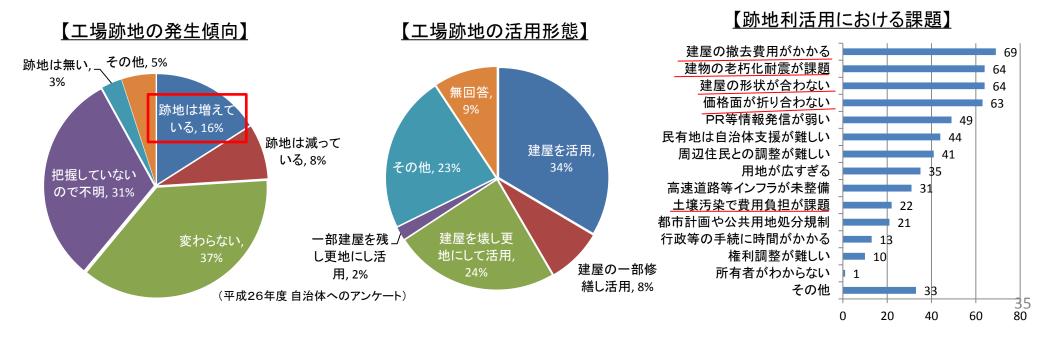
Ⅳ. 持続的な産業インフラの構築

工場跡地等の利活用

- 全国で増加する工場跡地や空き工場は地域経済活性化のために早期の利活用が必要。立地条件が良い、 コストを抑えた迅速な立地が可能等の観点から立地企業側の活用ニーズも高い。
- 他方、大規模な工場跡地等と同規模の企業誘致は容易ではなく、建屋の形状が合わない、建屋撤去費用の負担、土壌汚染対策等が活用に向けた主な課題。

【今後の方向】

- 今後、地域全体への影響を踏まえた効果的な跡地等の利活用促進を図るため、自治体が買い取った場合 又は利活用に向けた計画を作成している場合に対して、建屋の撤去・改修や土壌の除染等にかかる費用の 支援を検討していく。
- 国内外の工場跡地等の有効な利活用事例を調査・分析し、自治体等に共有することで、全国的に工場跡地 等の利活用の促進を図る。



工業用水道事業の課題と対策の方向

- 高度経済成長期に整備された多くの工業用水道で、老朽化による漏水が発生する事故が急増。施設の更新及び耐震化を進めているが、大規模地震に対応した管路の耐震化率は28%にとどまっている。
- 〇 平成24年6月、工業用水道政策小委員会において、必要な環境整備を取りまとめ。料金算定要領における 資産維持費の導入、更新・耐震化・アセットマネジメント指針の制定等、事業者と受水企業の双方が負担を最 小のものとして合意できる仕組みの構築を進めてきたが、依然として、事業者の経営環境は厳しい状況。

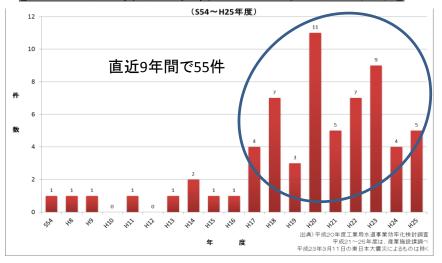
【課題】

- 事業者側が収益構造の改革により直接的に取り組めるよう、以 下の課題に取り組んでいくことが必要。
 - ①事業者の収益向上に向けた対応、②稼働率の低下した資産や遊休資産の有効活用等、③限界にきている費用削減や職員不足への対応、④老朽化資産の計画的な更新・耐震化の一層の促進

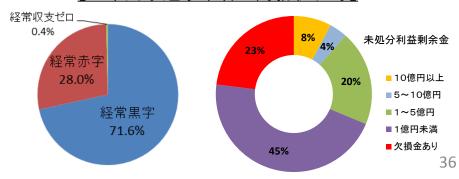
【今後の方向】

- 〇平成26年5月の工業用水道政策小委員会において示された 以下の方向に従って各種の制度改正等を進めていく。
 - 1. 規制緩和等による経営改善への環境整備
 - ①基準料金制の廃止、②雑用水規制の緩和(実施済み)、③ 施設基準の性能規定化等(実施済み)、④財産処分のため の手引書の作成、⑤PFI導入ガイドラインの改訂、⑥補助金 制度の見直し
 - 2. 事業統合・広域化・上水道との連携・施設共用化の促進
 - 3. 工業用水道の海外展開に向けた検討
 - 4. 準公共財としての工業用水道による社会貢献

【受水企業の操業に影響した工水事故発生件数】



【工業用水道事業者の財務状況等】



VI. 被災地の復興支援

福島の産業復興

これまでの取組

- 福島県への企業の新規立地、新産業振興を推進するとともに、その他被災地企業の課題に対応した施 策(工業製品等の風評被害対策、被災企業の販路 開拓支援)を実施。
 - 企業立地補助金による企業の新規立地と雇用創出

【平成23年度~:616件(補助予定額約2,800億円)を採択、約7,000人の雇用創出見込み】

- ・災害対応向けのロボット技術開発への支援【平成26年度~:10件の技術開発を支援】
- ・風評被害対策(工業製品等の放射線量測定)

【平成23年度~:相談件数433件、測定実施件数3,613件】

被災企業の販路開拓のためのビジネスマッチング

【平成23年度~: 商談成約件数1,070件】

- 避難指示解除に向けた動きを受け、平成24年度以降、被災12町村等の産業復興に向けた取組を強
 - 1 事業者ヒアリングによる課題把握、個別対応【平成24年度~:ヒアリング件数約370件】
 - 商業施設整備【平成25年度~:3件(川内村、南相馬市、広野町)を採択】
 - ・産業団地整備【平成25年度~:11件(7市町村)を交付決定】
 - ・事業所等整備【平成25年度~:1件(広野町)を交付決定】
 - イノベーション・コースト構想の検討【平成25年度~】

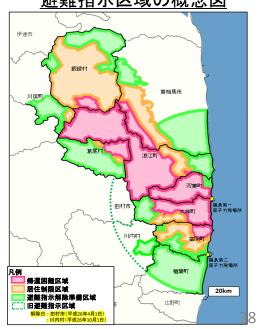
今後の方針

- <u>イノベーション・コースト構想の更なる具体化</u>を推進。拠点の整備等に必要な予算等を措置。
- 〇 経済産業省全省を挙げて<u>被災12市町村をはじめとする福島県への企業誘</u> 致を推進、産業復興に向けた取組を加速。
- 〇 集中復興期間終了後の新たな枠組みを踏まえた<u>産業復興に係る支援策の</u> 検討・調整。
- <u>被災企業の自立、風評被害の解消</u>に向けて必要な施策を措置。

今後の課題

- 〇 今夏までに、集中復興期間終了後の次の5年間の新たな枠組みを策定。
 - ⇒ 雇用創出支援、風評被害対策等の産業復興施策の取扱い
- 〇 被災12市町村等の避難指示区域への住民帰還の推 進に向けた取組が必要。
 - ⇒ イノベーション・コースト構想の具体化
 - ⇒ 被災企業の自立支援(事業再開等)、風評被害への対応
 - ⇒ 特に被災12市町村における雇用創出に向けた企業立地促 進の強化

避難指示区域の概念図



経済産業省の福島産業復興推進関連予算の概要(平成26年度補正予算及び27年度当初予算)

1. 企業の復旧・新規立地及び企業の帰還に向けた支援

注:「※」の予算額は東北被災県向けの事業で、 その一部が福島県に関連するもの

・グループ補助金や企業立地補助金等による企業の復旧・立地支援や帰還支援を継続。

〇中小企業等向け復旧・復興支援

- 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 【H27fy:400.0億円】※ (グループ補助金)
- 中小企業等への資金繰り支援(低利融資制度等) 【H27fv:93.0億円】※
- 中小企業等への事業再生支援
- (産業復興相談センター) 【H27fy:30.6億円】※
- · 伝統的工芸品産業復興対策支援補助金
 - 【H27fv:1.0億円】※

〇津波·原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 【H27fv:360.0億円】※

東日本大震災による津波浸水地域及び原子力災害によ り甚大な被害を受けた地域を対象に、企業立地補助制 度による雇用の創出や商業回復を通じて地域経済の活 性化を図り、産業の復興を加速する

〇風評被害の払拭等に向けた支援

- ·放射線量測定指導·助言事業 【H27fy:0.4億円】 (事業者向け工業製品等の放射線量測定支援等)
- ・工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発 等支援事業 【H27fv:1.1億円】※

2. 新産業創出のための拠点整備に向けた支援

注:「※」の予算額は東北被災県向けの事業で その一部が福島県に関連するもの

【H27fy:17.8億円】

・県の重点推進計画を踏まえ、再生可能エネルギー、医療福祉機器等の拠点整備を推進。特に、平成26年度補正予算では、再生可能エネルギーの 接続問題に対応するため、発電事業者等が再生可能エネルギーの受け入れ拡大を図るための支援を強化。

再生可能エネルギーの研究開発及び関連産業の振興

医療関連産業の振興

〇福島医療・福祉機器等開発・事業化支援事業

- ○産総研の福島県再生可能エネルギー研究開発拠点機能強化事業
- 〇福島県再生可能エネルギー次世代技術開発
- □○福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進補助金
- ●○再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助金
- 【○再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援補助金
- ■○再生可能エネルキー発電事業者のための蓄電池システム導入支援金【H26fv補正:265.0億円の内数】※
- 福島県内に立地又は企業間連携により福島県内に進出予定の医療 【H27fy:37.0億円】
- 【H26f√補正:112.0億円】※ ▮

【H27fy:10.8億円】

【H27fv:8.0億円】

【H27fy:0.2億円】

- 機器メーカーに対し、実証・製造等の拠点整備に係る支援 ・医療・福祉機器分野をはじめとしたロボット開発の産業集積を目指し、
- その一環として、災害 対応向けのロボット技術開発への支援を行う

3. 原子力災害被災地の産業復興に向けた支援

- ・福島国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想の具体化に向けたFS調査等を実施。
- 被災自治体等が行う産業復興への取組(産業団地、事業所等の整備)を支援。

福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想の具体化

被災自治体等が行う産業復興への取組に対する支援

- 〇地域経済産業活性化対策等調査事業
- → 研究会で提言された拠点の整備に向けたFS調査を実施。

【H27fv:1.8億円の内数】

〇福島再生加速化交付金 【H27fv:1.056億円】 うち、原子力災害被災地域産業団地等整備支援事業

うち、原子力災害被災地域事業所整備等支援事業

<参考> 被災地向け企業立地補助金

	ふくしま産業復興 企業立地補助金	原子力災害周辺地域 産業復興企業立地補助金	津波•原子力災害被災地域 雇用創出企業立地補助金	
対	福島県	茨城県、栃木県、宮城県	津波浸水地域(青森、岩手、 宮城、茨城)、福島県	
概要	福島県内で立地する企業に対して補助する福島県の取組を支援し、県内での生産 拡大及び継続的な雇用創出を図る。	原子力災害で著しく企業立地の魅力を減 じた地域への支援策を講じ、雇用の確保 を図る。	震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び 原発事故に係る避難指示区域等の解除地域をはじ めとする福島県への支援策を講じ、雇用創出を通 じた地域経済の活性化や商業回復を図る。	
対 施 設	土地、建物、生産設備 (製造業のほか物流業等を含む)	土地、建物、生産設備 (製造業のほか物流業等を含む)	土地、建物、生産設備/商業施設・設備等 (製造業のほか物流業等を含む)	
予 算 額	2, 102億円 H233次補正 1,700億円 H24復興予備費 402億円 (積算内訳) (・企業立地補助 2,003億円 ・利補(工業団地造成)99億円	140億円 (H24 復興特会予算)	2, 090億円(復興特会予算) H25当初 1,100億円 H25補正 330億円(うち30億円は商業施設) H26当初 300億円 H27当初 360億円(うち60億円は商業施設)	
補 助 率 ※補助率は上限値 である	避難指示 左記以外 解除地域等 初年度 3/4 2/3 2年度 2/3 1/2 3年度 1/2 2/5* ※中小企業:1/2	1/4	①避難指示解除準備区域 大2/3、中小3/4 避難解除区域 大1/2、中小2/3 (ただし、避難指示解除後1年までは、大2/3、中小3/4) ②津波浸水地域 大1/3、中小1/2 (岩手,宮城,福島,茨城の一部) ③福島県全域 大1/4、中小1/3 (①、②を除く) ④津波浸水地域 大1/5、中小1/4 (青森,茨城のうち②を除いた地域) ※商業施設等整備支援事業の補助率は省略	
執 行 状 況 等 ※平成27年3月15日 時点 ※採択額は執行残 を活用している ため、予算額と は一致しない	採択433件 1,969億円 〇7次公募 公募期間:平成26年11月17日 ~平成27年1月16日 採択発表:平成27年3月12日	採択99件 193億円	採択378件 1,506億円 〇4次公募(製造業等整備支援事業) 公募期間:平成26年12月24日~平成27年2月25日 採択発表:平成27年4月下旬頃予定	

<参考>福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想

- 〇福島県「浜通り」地域の新たな産業基盤の構築や広域的視点でのまちづくりを目指し、イノベーション・コースト構想研究会を開催。研究会は、赤羽前原子力災害現地対策本部長(前経済産業副大臣)を座長とし、地元を含む産学官の有識者で構成。(平成27年6月報告書とりまとめ)
- 〇構想の具体化に向け、主要プロジェクトについて平成26年11月に関係省庁等からなる個別検討会を立ち上げるとともに、国、 福島県、地元市町村等からなる推進会議を昨年12月に設置。

1. 構想のコンセプト

1. イノベーションによる産業基盤の構築

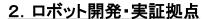
- ⇒浜通り地域で将来的な発展の可能性を持つ 産業の一端を明示
- 2. 帰還住民と新住民による広域のまちづくり
- ⇒帰還住民と新たに移り住む研究者等が一体 となって地域活性化を図る必要性を明示
- 3. 地域の再生モデル
- ⇒国内各地域に共通する高齢化・過疎化等の の課題に対する再生のモデルを明示

3. 構想実現に向けた方策

- ○構想の主要プロジェクト具体化に当たって解 決が必要な3つの課題を明示
- 1. 戦略的工程と体制の構築
- ⇒「2·3年の短期」、「2020年までの中期」、 「それ以降の長期」の工程表を策定
- 2. 広域的な視点でのまちづくり
- ⇒各拠点の配置と連携、拠点整備とインフラ整備の連携、広域行政連携、特区制度 の活用等の必要性を明示
- 3. 中長期の取組体制の確立

┃2. 構想の主要プロジェクト

- 1. 国際廃炉研究開発拠点(放射性物質分析・研究施設)
 - ⇒廃炉研究の中核施設として、世界の研究者が集まり研究を実施



- (1)モックアップ試験施設(屋内ロボット)
 - ⇒廃炉作業等屋内を想定したロボットの試験施設(楢葉町に建設中)
- (2)福島ロボットテストフィールド(屋外ロボット)
 - ⇒災害対応ロボットの研究・実証施設。ロボット国際競技会も開催
- 3. 国際産学連携拠点
 - ⇒国内外の機関が結集し、廃炉、環境修復、農林水産等の教育・研究を実施。 内外原子力技術者の研修も実施
 - ⇒原子力災害の教訓を世界に情報発信

4. 新たな産業集積

- (1)スマート・エコパーク(被災地の廃棄物や希少金属をリサイクル)
- (2)エネルギー関連産業の集積
- (3)農林水産プロジェクト(スマート農業、水産研究施設の強化等)

5. インフラ整備

- (1)交通インフラ(JR常磐線の全線開通、主要道の整備等)
- (2)産業・生活インフラ(生産・物流施設の整備、中核病院の整備)









